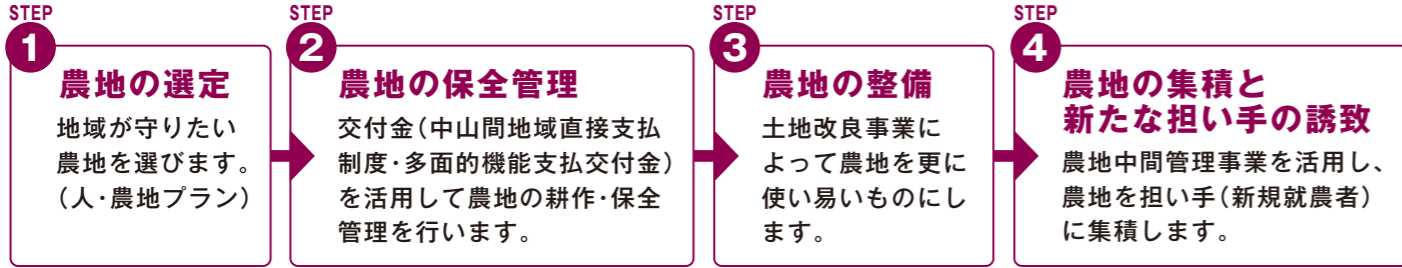


「農地を守ることは、地域を守ること」

現在、下呂市農務課・下呂市農業委員会では「農業制度を活用した地域づくり」と題して、4つのステップからなる地域づくりを進めています。



四美地区

現在、農地中間管理事業を活用した農地集積に取り組んでいます!

市内でも有数の農地保全がなされている地域である四美地区ですが、さらに5年、10年後も「美しい四美」を守るために令和2年度区長の今井孝幸さんが中心となって、農地中間管理事業を活用した農地集積に取り組んでいます。

四美地区の集落営農組織である(有)南ひだヘルスファームを中心とした担い手に農地を貸付けることで、農地を一括把握・管理し、今後10年間は必ず耕作される仕組みの構築を目指しています。

尚、今回は四美地区の全農地の30%以上の農地が集積されることにより、約400万円の交付金が四美地区に支払われ、今後の地域農業のために活用されることとなります。



四美地区の集積の歩み

- 令和3年2月 区長、ヘルスファームとの対象農地の選定
- 令和3年3月 四美地区役員会での事前説明
- 令和3年5月 農事改良組合班長による資料配布(意思確認)
- 令和3年7月 前区長・農事改良組合長の各戸訪問による説明農地所有者説明会

四美地区 今井 隆幸さん(前区長)

今回の集積はそもそも農業用水4路線の改修工事に伴う負担金の償還を目的として始めたことですが、「地域にお金が入って、はい終わり。」ではなく、この集積をきっかけに南ひだヘルスファーム、農事改良組合、そして地元の若者達と協力して現在の美しい四美地区を10年、20年先も維持できる体制を構築したいと思っています。



農地中間管理事業とは?

農地所有者は農地中間管理機構(一般社団法人岐阜県農畜産公社)に農地を貸し、担い手(耕作者)は農地中間管理機構から農地を借り受ける制度です。

- メリット1** 担い手によって安定的に耕作(保全管理)され、景観が維持されます!
- メリット2** 土地改良事業の地元負担金が戻ってきます!
- メリット3** 地域の農業を守るために地域集積協力金が交付されます!

既に集積が完了した地域

羽根地区・馬瀬地区・上原地区・乗政地区・菅田地区・東地区



来年度以降に集積を予定している地域

山之口地区・桜洞地区・跡津 西上田地区・竹原地区



小坂地域

(湯屋小学校区+坂下地区)

中原地域

農地を守り地域を守るために、交付金の受け皿となる組織の一本化についての話し合いがなされています。

小坂地域の湯屋小学校区と坂下地区及び、中原地域では“農業の問題”を農業者だけの問題とせず、“地域の問題”として考えることが大切であるとし、自治会と農業者による話し合いが行われています。

中山間地域直接支払については、農業不利地における農業者の所得補償という側面があるため、一本化は難しい部分があるかもしれませんが、多面的機能支払については、地域のための交付金であり、組織を一本化することによって、事業の大規模化と事務作業の効率化を図り、永く地域の景観が保全される体制の構築を目指しています。

◆小坂地域(湯屋小学校区+坂下区)

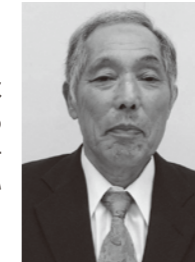
地域づくりの歩み

- 令和2年 人・農地プラン対象農地の追加更新(坂下地区)
- 令和3年3月 第1回話し合い
- 令和3年4月 人・農地プラン対象農地の追加更新(赤沼田・湯屋・大洞地区)
- 6月 第2回話し合い
- 7月 中山間直接支払関係者への説明会
- 9月 第3回話し合い(方針の決定)



小坂地域農業委員 上野 耕正さん

小坂地域は担い手の不足により、年々耕作放棄地が増えている状況です。これらの農地を地域一丸となって保全管理し、新たな担い手を呼び込みたいと考えています。



◆中原地域

地域づくりの歩み

- 令和2年 人・農地プラン対象農地の追加(保井戸地区)
- 令和3年4月 第1回話し合い
- 令和3年6月 火打地区農事改良組合 保井戸地区農事改良組合
- 第2回話し合い
- 令和3年9月 第3回話し合い(方針の決定)



中原地域農業委員 熊崎 博さん

中原地域全体で交付金事業に取り組み、農業を活用した地域づくりを進めていきたい。幸い中原地域には集落支援員もいるので、中原地域への移住・定住に繋がることを目指しています。



地域を守る交付金

① 中山間地域直接支払制度

中山間地域等において農業の生産条件(傾斜地等)の不利を補正することにより、農業生産活動の継続、多面的機能の確保を目指す制度です。

② 多面的機能支払交付金

農地の多面的機能(国土の保全・水源の涵養・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承等)を支える共同活動や、地域資源(農地・水路・農道等)の質的向上を図る共同活動を支援する制度です。

どんなことに交付金が使われているの?

水路・農道の維持管理(泥上げ・草刈り)、農道の路面維持(アスファルト舗装)、老朽化した水門の修繕、耕作放棄地の発生の防止活動、景観作物(花等)の作付け、広報活動等に活用されます。

